

1
2
92

東泉圖書齋
類屬一函架五
九二號
二冊

祝詞約解
桂上枝著
上

014555-001-8

1-92

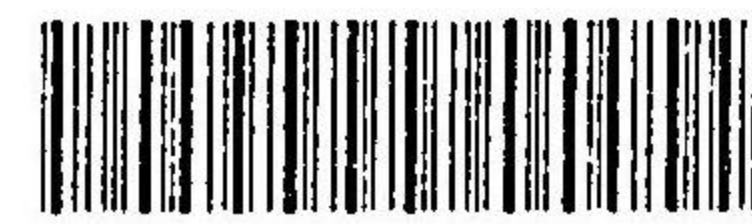
祝詞約解

桂上枝/著

1冊

M18

ABB-0952



桂上枝著

定價四十五錢

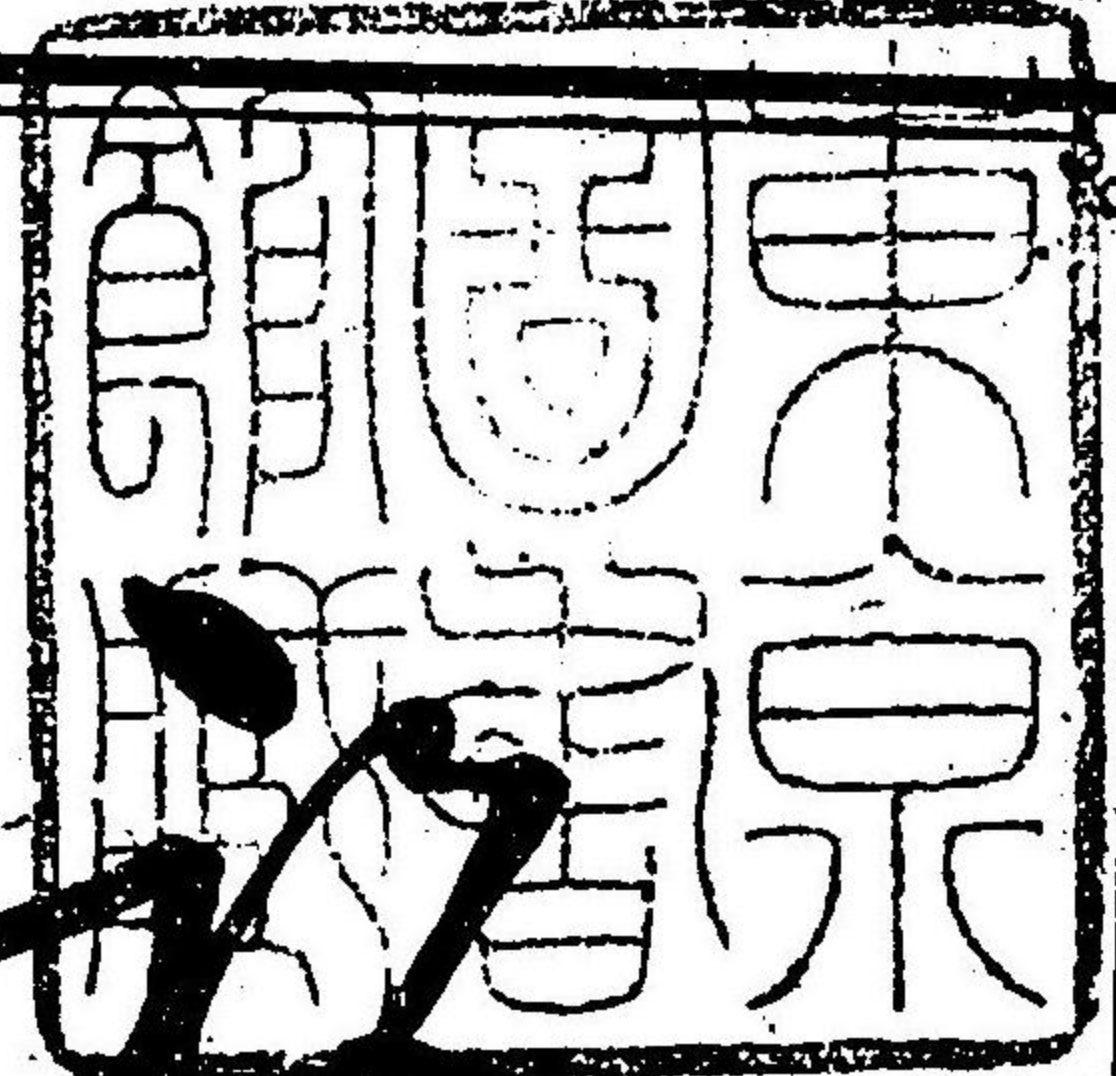
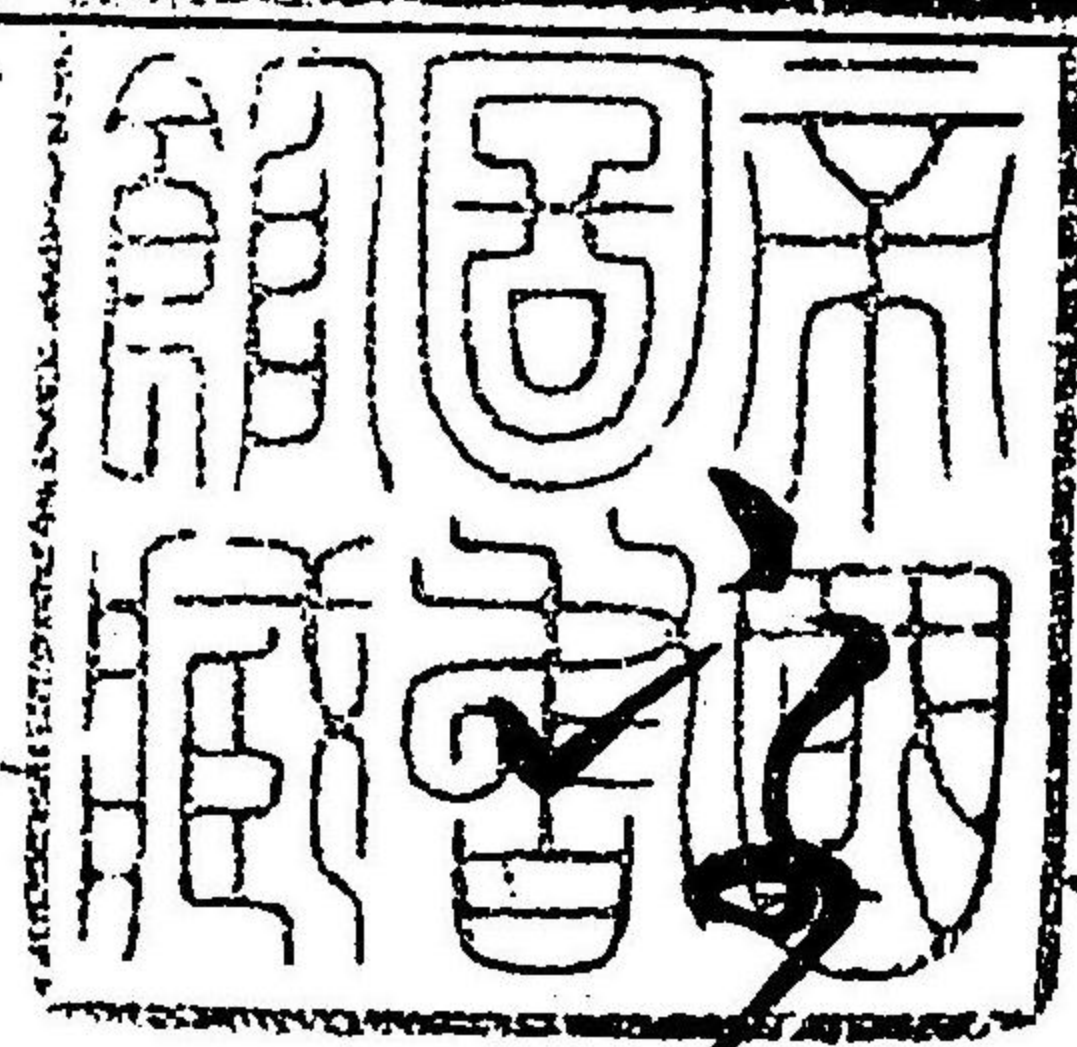
祝詞約解

桂林舍藏板

祝詞約解

字多

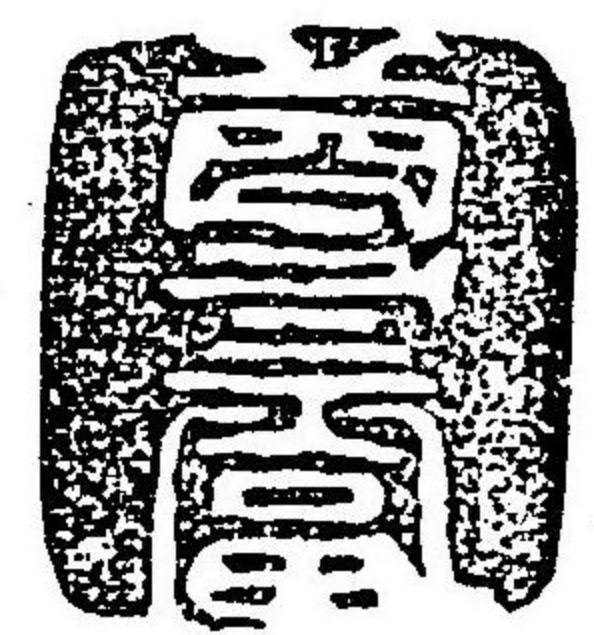
子福



秋詞

秋詞

子福



志そ者れ忽緒よ爲そへき書あらぬは先哲諸先輩の言
 ると如くあるに初學の徒の講習するも便宜ある書の
 無と一と年頃概み歎きつるに近況頃久保季茲翁の零
 解ちふ書おそこよあきうましふみにて祝詞講習の料
 りと殊よ愛たく尊きふみあるも如何よせむ資力薄く
 零解のうまし書さへ購ひおねつる人もあり又篤志よ
 して匪勉刻苦先輩よ聞質して辛く其意義と解する人
 も一定の憑るへき説よ非れハ首尾矛盾するものと多く
 して實よ薄資初學の者と難んそる所あり故今久保翁
 よ詢りて零解のうちを抜萃節約して祝詞約解と號け
 初學講習の料よ充んとそ固より淺學薄識の吾輩の同
 感諸士の爲よ編集するものよして拙きも又あまり也

祝詞約解

越後國

桂 上枝編述

祝詞式の尊き寶典なる事と今更云までもあく古學に
 志そ者れ忽緒よ爲そへき書あらぬは先哲諸先輩の言
 ると如くあるに初學の徒の講習するも便宜ある書の
 無と一と年頃概み歎きつるに近況頃久保季茲翁の零
 解ちふ書おそこよあきうましふみにて祝詞講習の料
 りと殊よ愛たく尊きふみあるも如何よせむ資力薄く
 零解のうまし書さへ購ひおねつる人もあり又篤志よ
 して匪勉刻苦先輩よ聞質して辛く其意義と解する人
 も一定の憑るへき説よ非れハ首尾矛盾するものと多く
 して實よ薄資初學の者と難んそる所あり故今久保翁
 よ詢りて零解のうちを抜萃節約して祝詞約解と號け
 初學講習の料よ充んとそ固より淺學薄識の吾輩の同
 感諸士の爲よ編集するものよして拙きも又あまり也

とされ、固より讀者の目を煩とせむれば、非ぞ看官を
れ此意を諒せられよ。○何れの書のちうさくも同じ文
あると始と委しくして次々至りてと大なる省くそ
例ある然るよ此編と講習の料あると同じ事を數次舉
たるもあるあり。○此編固より文義と講するまてあれ
と神社沿革の履歴創建れ由緒祭神の考証等と大なる
省きて載せし其邊と注目する人等ハ略解の本書又其
他記傳史傳講義等ハ書と就て見玉へ。○零解ハ本書よ
ハ出所書目と擧られたれと此編と只單簡を主とそれ
と書目ハ省き只古書ハ記紀式儀式拾遺等を擧たるれ
み。○本書よと講とへき文れみを擧仮名も省られざる
と初學ハ徒の形ぬ心地せざるにそ今と全文仮名
までも漏るく載て別と正訓ハ本書を要せしして通曉
し易きを詢りし者あり。○此編固より節約を主とせる
ものあると都て兩説あると一説と歸し且てにをこの

仮名を省き或と符牒を用ゐし如き記しさまも有てあ
り。と也。あり。を有給ひ。し。を玉。し。給ひ。て。を玉。て。等の零記
と爲しそれの爲め文を成さぬもあれと零解を講究そ
るの備忘祝詞正訓を講するの階梯れみ時に明治十六
年八月久保翁の諾を得て十月より筆と執り始十七年
一月十日夜稿と訖ぬ

平朝臣重輔謹誌

祝詞 ノリトゴトと訓べしノリトゴトはノリトキゴトの畧
言 ノリトキゴトと宣説言ありノルとと上下よ通一廣く云
ふ詞也 ノリトと則ノリトゴトの畧言也
新年祭 年と五穀の中よも専ら稻を云春の初め種子を水よ
浸 とより刈取り米よとるまで一年ヲ經る故あり此祭と二
月四日を例とそ

集侍 種々の説もあれと字の意よてアツマリハベルどウツ
ドヒ ハサモフとの云意よ見て穩あらひ
マシ は其神よ奉仕一其社の事載る人ハフリは神主よ次た
るものよて調進物よと掌り親く侍るより侍在の義諸と記

又天津神諸よとあると同一く聞食の方へ付たる語あらそ
聞食登宣 ハ聞玉へと云ガ如し食も給も心よよく得る事也
宣 ハ俗よ云中渡一言渡しと同一く申聞る事也
神主祝部

等共稱唯餘宣准此 祝詞の文の一段落よとよ唯と申と云事
也此事と稱唯と云せ一て唯稱と云來れり

高天原兩天は高き者故高天と云連聲の音便よてクカマと云原と野原河原あど同く廣く平かなるを云神留坐の神の神の御上の事と都て冠らせ云所の神也留るは俗言もツマルと云事ありて其意似たり又ツマリは鎮りの語に近くツと夫と指さる語よて狭く單よツマリと云は廣くある語也皇陸皇は統と云事よて天を統知を皇大神と云國を統知を皇大神と云尊む言也ツとは皇の御祖と云義也神漏岐命神漏美命以皇拾遺に謂ゆる産靈兩神の事よて上在君上在女あり命以皇は崇め奉て云命よのあふて御言は義也天社國社天津神は社國津神の社と云事也稱辭竟奉稱とい其神徳を言擧るを云事よて水は湛へ潮の湛へも同言よて満足はとを云竟は盡そを云古言也萬葉等よ例はと又下れ幣帛仕奉る人れ勞を擧るも此意を離れと皇神等能前爾白何れの神をも尊みて如此白と也今年二月朔二月田業を始る月あれば先此祭と行へ玉て其業を起と也

御年初將賜登爲而年は稻也種を漬一田を耕し初る故如此

は云也さて百姓は業を天皇の初め玉ふ由と宣へる大地

は天皇は御國と皇祖天神の附與し玉ふ物あれば百姓は類

ち預らしめ玉ひ稻も授り玉し種と類ち作らしめ玉ふよ

大御自れ任として祈白し玉ふ也皇御孫命能遷々壽命よ

御代々の天皇よのりさる稱也宇豆能幣帛乎宇豆は嚴え

く大なる義幣帛は充坐れ義也朝日能豊遊登爾日れ出るは

其日の佳時あれば如此云ふ豊の稱め云ふ詞遊登の仮字よ

て榮登なり稱辭竟奉此所も又稱唯る前も同し此時

祝部等忌部の類の幣帛を受去て社々へ奉りて祭とみと也

御年皇神等能前登白ス御年は皇神と申そは其神に向ひ崇め云れみ又年の田寄ありツヨの切トなりヨセとヨシども云例多しさて登志の敷れ事よて神の御靈もて田よ成て天皇に寄し玉ふ故と如此云也皇神等能依ヨサは神漏岐は皇孫に水穂國と依賜ふと同く年を知る神等の其御

年と天皇に依奉て成玉ふと云奥津御年乎穀れ中よ稻の最
 末よ熟る故よ奥と云譬は晚稻と奥手と云ケ如し手肱爾水
 沫カキ垂手の肱と音便カキナヒ。ナヒ。と云水の沫カキツと零さハ
 アの約ナるればカキナ。ツと云古の例なり書ハ挽の意よ借り
 ざるあり秧とさその状を云る也向股爾泥寄寄氏向ひ合
 る股と云事也カキヒ。ナ。は。ロ。の古言よて是は田の草と取弄る
 状也取作カキ取は其事と執るの意にて手よ物を取るの輕さ
 意よと非と奥津御年乎八束穂能ハハ彌カキ器也彌カキ握も長き
 稻穂と云伊加志穂カキ盛カキ足り勢カキひ嚴カキあるを云故よ嚴茂重
 などの字と借りざる多し皇神等能依奉者初穂新稻と
 先つ神よ奉るを初穂と云是は新嘗祭の幣帛を指て宜ふ也
 千穎カキ八百穎カキ穎は稻れ穂也神よ奉るよ穂とれみ切採り束
 ねて竹に掛るよて下よ掛稅干稅餘とある是也奉置氏疑閉
 高知カキニカは酒と醸カキカ。也古へ酒を醸カキざる疑カキのま、神よ
 奉るよと此言あり閉の借字にて上のウ。を零カキさざる也高は

其穎のた々の高さを云知ハ敷也カキニ。キ。とは繁さを云事千木
 高知を千木高敷太敷坐を太知座とも云よ同し既腹滿雙氏
 上よはさ々の高さを云ひ爰にハ腹よ滿港へ且數の多き由
 にて雙べと云又腹とは疑の太さを云汁穎毛穎シ。ル。とは右
 の疑の内の酒の事穎も右の千穎八百穎の穎を再カキ以重ね云
 ざる也稱辭竟奉新嘗よ奉る給ふ料物を撰て申させ玉給
 也大野原爾生物者甘菜辛菜ア。マ。ナ。ハ。青菜蕪カキの類カキラ。ナ。ハ
 蕪カキ野カキ韭の類種々を云青海原住物者能カキ廣物カキ能カキ狹物カキハ
 至カキ海カキの彼方を沖と云ムカキオ。ク。よ同し陸の方と邊と云字音
 類又廣狹の字よ對へて大小の義もあるへし御服者明妙照
 妙和妙荒妙爾カキ稱辭竟奉カキア。カ。ル。ハ五色あど染カキる物カキチ。
 ルハ光澤ある物カキニ。ギ。ハ柔なる物にて光澤ある物カキア。ラ。ハ布
 あどカキの事よて荒く剛カキ物カキマ。へハ借字よて栲カキと書くぞ正字

あふん古の栲の織物の精粗を以て分てを今之の京と
 りて絹と布との事とせしむるは御年皇神能前爾此の穀に
 依玉給一神を申より等と云はせ玉馬白猪白鷄ウーは兼
 玉ふ料猪は豚にて御贄の料鷄は時を告る故社にも奉る也
 白を用ゐらるゝ止雨祭に白を奉ると理同く荒風暴雨無
 くん爲に取れるあらむ拾遺に白馬等を以て御年神の怒を
 解去事見えされは固よ此神のいさく好ませ玉ふ物あふ
 先と何故とも究たがく又白色を愛でさせ玉給も何故う
 御贄の料あればあふち色に拘はるべうと神代は必
 野猪あふむを後世豚に替る者なり種々色物手備奉氏右
 に奉る御贄御酒類海山の物をも納めて種々と云る也色
 とは品を云とゆれば此は新年の幣帛を指するもて初穂以
 下の文も拘るを將來の所謂約束品もまで掛る理あし皇御
 孫命能字豆乃幣帛乎稱辞竟奉登久宣字豆は殿まく大なる義
 幣帛の充坐の義稱とは神徳を稱賛する義竟とい盡そ義

大御巫能

職員令義解に巫者知鬼神之道者也

日觀一説在男曰現在女曰巫此大御巫の祭る八柱神は天皇
 の御守護の爲に齋ひ祭と玉ふ神等にて諸の巫の中に神祇
 官の八神を祭るを殊に大御巫と云也辞竟奉稱の字無き
 は説もゆれば此は唯に神の御上にのみ云事にて稱の字有
 れば祭の事と神の御上の事とに廣くうとて自ら差別ゆ
 れば無てもあふむ皇神等能前爾白ス拾遺に仰從皇天二祖
 之詔建樹神籬所謂高皇産靈神皇産靈魂留産靈生産靈足産
 靈大宮賣神事代主神御膳神以上今御巫所奉齋也とゆる則
 是也神魂高御魂前に拾遺の文を奉る如く高皇産靈神皇
 産靈にて名義功德等の事ハ記傳史傳に委しくまて人の知
 る所也生魂活動を主る神足魂身體と足はそ主神玉留魂魂
 と與へ智恵を主る神大宮乃賣太玉命の子にして皇大御神
 の宮中の事を執と玉ふ内侍の天皇に仕奉る事の源也大御
 膳都神大宣都比賣神とも又御食津神ともゆると則豊宇氣

大神にて御食と知し看と神也辞代主登父大國主神の言に
 八重事代主神爲神之御尾前而仕奉者違神者非也と云此
 故由にて殊に天皇の御守護神あるべし御名者白而
 辭竟奉者皇御孫命御世乎手長御世登足長也堅磐爾常盤爾
 カタキイハのタハとと畧カキハと云トコイハのヨ
 の約キナレハトキハと云て何れも變少ぬ事の譬也ニと
 テニチハなれど比喩の物より承るは昔如の字の義也齊
 比奉イハヒはイニを延へる言よても凶事を忌避て吉
 事と用ぬると云神れ方よと天皇れ爲又忌ひ奉り萬又惡死
 事あく善くまひると云ふイハフは其根基堅固不動と祝
 語茂御世爾前の茂穂れ所よ云と同じく嚴重茂るとの字
 義也幸開奉故サキハフは其枝葉茂盛繁榮するれ祝言也
 皇吾睦神漏岐命神漏美命登此よと皇祖神あふぬ神等も
 れども厚く尊み玉て皇祖神として祭と玉由也トれ字よ
 て其義顯あり皇御孫命能字豆乃幣帛乎稱辭竟奉久宣
 タテ

マツルと獻る意と祭る意とある言よて稱辭と竟て獻ると
 云義あるあり
座座乃御巫乃稱辭竟奉皇神等能前爾白ス井ガスリと云事
 井を令集解に居ども書し故井と訓む也然れども座も居
 も借字よて井之後と云所れ名よや有りむさて此は御井神
 の祭也又井ナアもや然りバ井之塘れ意にて御井御溝水
 も祭らるゝあふ井ナア即ち溝よて四時祭式よ御川水
 祭座座巫各行事とあるよても知らるゝ也生井上にも生魂
 神あり神名式よ生井神と云も所生國生日生弓あし例多
 し築井式よ福井神と有り築も福も幸も意之同し津長井式
 に綱長井神ある井れ深くて釣類れ綱の長れと世れ長きよ
 掛て稱へるものり此三れ名と御井の神れ御名と種々に
 稱へるもれ也阿須波配又大年神の御子阿須波神項波比
 岐神とあり此ハ足をアスと云例もあれば足場の義よや然
 れば案れ出入る所を守り玉ぬ神あふひ嬰比支登御名者

○七

モノ。なご云也。自下往者下乎守自上往者上乎守夜能守日能
 守爾守奉故邪神惡鬼の天より上り地より下り何方より入らし
 入ると定先より終つれば上より下より何方より入らし
 先と守り玉の言て夜を捨て守り玉の由也。皇御孫命
 能字豆能幣帛乎稱辭竟奉皇宣。宇豆との殿しく大なる義幣
 帛と充坐は義稱の神徳を稱贊する義竟との盡そ義也
 生島能御巫能辭竟奉皇神等能前爾白ス。大八洲の國々島々
 け御靈の功徳と稱へて生島足島とも生國足國と云捨遣に
 生島とは大八洲之靈命生島巫所奉齋也と有り式は神祇官
 西院坐生島巫祭神二坐生島神足島神とありて古來より重
 く祭り玉ふ神あり。生國足國。御名者白氏。辭竟奉皇神能
 敷坐生と足と對へ云ふ事生玉足玉生日足日と例也。嶋
 能八十島者。嶋と即ち國を云國之八十國島之八十島との
 例もて大八洲國より始て萬國をそへ云語也。谷蝦能狹度
 極他よと谷蝦蝦と有り愛の字と省りて萬葉よと谷具久と

云狹と借字よて異渡也此物の奇しきもれよてつくまて
 も行通るものあるより如此云也。鹽沫能留限海潮の滿ち行
 く時流るゝ沫れ至る留る果と云て遠き限と云。狹國者廣
 久。狹國者平久。狹度極より受さるよて大地は凹たの江海と
 凸たの山岳たり故は山岳と自ら低く江海の自ら深くな
 り行て國の廣く平くありあると云。嶋能八十嶋。鹽事無オソ。
 能と漏るゝよ同一島と國は同たを知りて互よ云ひ其國
 々の漏落を御孫命に依し奉ると也。皇神等能依左奉故皇神
 能敷坐國に限と之御孫命よ依し奉ると云る也。皇御孫命能
 宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉皇宣。登久宣。
 辭別言よ云ひ別てと云也皇大御神への新年祭の詞と此下
 よあれと其詞の外に尙申させ玉ふ事あるよよとて辭別て
 も申させ玉ぬみて更よ云ひ起り詞あり。伊勢爾坐天照太御
 神能大前爾白ス。大神宮幣帛者差使進之と儀式よ見えて他
 社の例と異なるれと式は共に行ひ玉ぬ故は伊勢に坐と云

大御神の御名の事は別云までもた大前の深く
 崇奉玉へるにて天地間に二る尊く長くおかしませる
 もる御禮典も御深敬も自餘の神も超越させ玉ふ事首も更
 也皇神能皇字の下に大神の二字と補てよろし見露志坐四
 方國者見と聞看所知食の看食の言と同一其身も東持て其
 事を知行ふ由也露を照と同一知し食て御照しませる四
 方國と云事よて天地の限と云也天能壁立極天の壁の如
 く四方よ側て見ゆ是の次の句に對へて蒼天の壁の如く常
 去へよ立る極と云事國能退立限退立は道ざりて立也左と
 言と普通ひカリの約伎あれば延ても約ても云也我居る所
 を以て正中として四方を見れば皆卑下く見ゆるもあよ退
 立限とは言也青雲能纏極青空を云白雲能墜居向伏限遙よ
 向ひ見るに墜伏てある雲の限を云青海原者海を云あれ共
 青と云の青雲あとの青と同一遠く望みふる状を云也棹拵
 不干船の間もあく通路を云て船路の行至る極と云也不干

と休息せざるの意也舟能至留極陸にてハ馬爪至留限と
 云よ均しく舟の艦先の向ひ至る限と云也大海原爾舟滿都
 都氣氏陸よハ長道間無と云に均えさて上の青海原ハの語
 と受て又下の狭國者廣くへ掛りふる文也自陸往道者荷緒
 結堅氏國々より初物と奉ると荷先と云て筐に納れ滿よ包
 み緒もて結ひて馬よ乗せると云磐根木根履佐久彌氏磐根
 木根の凸凹ある道と踏行と云馬爪至留限長道無間久立都
 都氣氏道の長手の間無ればより貢物の荷馬の立續くと云
 て自陸行道者云々の上と承て峻國へ亘る文也狹國者廣久
 峻國者平久聞之さるが如し遠國者八十綱打掛氏引寄如事
 三韓ハ本より種々の國も追々貢奉る事古よと有ば也故よ
 外國の方物を引寄せて貢まは玉函壁あり又出雲風土記よ
 國引の故事もあれば此壁と有もの也皇太御神能
 寄奉波荷前者皇太御神能大前爾如横山打積置氏前の事共
 昔大御神の御依しあると云荷前ハ國々より爾の初物と奉

るを又伊勢其他諸陵へも奉らるゝ也重荷荷緒るといふこと
 云荷前など連る時はノと云也波平平間看又皇御孫命御世
 乎手長御世登堅磐爾常磐爾齋比奉茂御世爾幸爾奉故その
 殘餘と御孫命の嘗坐ると云也手長と足長也堅磐常磐ハカ
 マキイハトコシヒナキハ也茂之殿也重也皇吾陸神瀧伎
 神瀧彌命登産靈二神と申事あれど此処は大御神一柱と
 稱せる事上件の如く幸ひ坐よと如此尊み稱せし也大御
 神を稱せる事は登の字よて炳り也宇事物類根衝拔氏鶴の
 潜くよハ頸と倒る水に衝入ると人の頸もて地よつた敬ふ
 又譬へより頸根は首根也頸と倒るるにハ先つ頸ガもど
 あると以て云也モノハ即ち物と云萬葉よ鴨自物水よ浮
 居てと船の浮ふと譬ひ肉自物膝伏氏と人の膝と屈光て敬
 ふ又譬へると同ズキキハ突通と云に同くて事と
 強く云也さて爰は御孫命の御自ら敬まそ狀あり又自物は
 狀之あるへま邪麻と自毛と通へり鹿自物の鹿狀之よて同

し鶴の如くと云意也皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉
 宣宇豆ハ殿しく大ある義幣帛ハ充坐也稱は稱贊竟ハ盡也
 御縣爾坐皇神等前爾白久縣は今の郡と云よ同々れを古よ
 よりて文にハ縣と云よ六の縣は今の郡名と同元とて知
 べりさて縣は令よ官田と云にて幾内ハ天皇の供御の物と
 作る御莊と云も是也名義ハ上り田よて元ハ島の事也田と
 云ハ田とも島をも統る名にて其中ハ水の都りぬを島共
 上田共云さて此縣に坐る神ハ豐宇氣昆賣の神あるべし高
 市葛木十市志貴山邊會布登御名者白氏此神等の御名は別
 よゆれ也是ハ只其社の坐る所と御名と云るせる也式よも
 只御縣坐神社とのとゆ也此六御縣爾生出甘菜辛菜乎持參
 來氏皇御孫命能長御膳能遠御膳登聞食故皇御孫命能宇豆
 乃幣帛乎稱辭竟奉久宣聞えさる通を別よ云までもゆふを
 山口坐皇神等能前爾白久ヤマノクナと云べし山よ入立
 つ口の事にて俗よ山の上り口と云是也此詞は宮材と伐る

の用も就て山神と祭らせ玉給るれと祭は山口よて行はせ
 玉ふ故に御社の山口よて齋祀らせ玉ふ也 飛鳥石村忍坂長
 谷畝火耳無登御名者白氏 其社の在る所と御名とそるの上
 に同じ 遠山近山爾生立當大木小木乎 遠山ハ諸國の山也生
 立當は生立有也草にハ生出と云也 本末打切氏持參來氏
 近の山よて探る大小の木の本末と山神と奉置て中間と
 宮材と用る事と云也持參來氏ハ持出來と云も同じ 皇御孫
 命能瑞能御舍仕奉氏天御蔭日御蔭登隱坐氏 聞えさる通り
 云迄もゆらそ 四方國乎四面の畧也安國登平久知食
 御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久宣 我須故皇
 水分坐皇神等能前爾白久 記に天水分神と云ゆと故もミク
 マリと云ツマリは分配にて水ツツハリ玉給由れ御名よて
 此所と其神れ坐と所を即水分と云也 吉野宇陀都那葛木登
 御名者白氏辭竟奉者所と御名とそる事上も同じ 皇神等能
 寄志奉半與都御年乎八東穂能伊加志穂爾寄志奉者御年神

此所と同文也但し水分神は田に水を分配附玉給神るれば
 同し農事の事ながら御年神れ掌坐所と聊異也文れ減せる
 を考ふ可し 皇神等爾初穂波類汗既閉高知既腹滿雙氏
 稱辭竟奉氏 此類之上も初穂と云ると指そよて少しく省り
 れこれと能く通ゆる也 遣乎皇御孫命能朝御食夕御食能加
 幸加比爾記も朝夕之大御食と有て常住不斷聞食大御食と
 云事あれと天皇れ供御と始め諸人とも古昔より朝夕二度
 のみありしありカムカヒのカとウカノミツマのウと省り
 るにて食也ケもウと省るるよてカとケとハ一つ也酒とサ
 カ竹とツカと云に同玄ムカヒハ萬葉も御食向とゆ即向
 よて手向るとも同語也カムカヒとと御膳も若玉ふを云也
 長御食能遠御食登 長も遠も祝言也赤丹穂爾聞食故丹とも
 と赤土を云且其餘光を穂と云て御孫命の御病あく御顔れ
 赤きと云て赤ハ豊明れ明と同く御食よても御酒にて聞
 食と時ハ其精氣れ一身中に充満て御顔れ麗しく赤らと坐

そ意也又丹之玉とも爾と云如く美麗しく美好と云句の
も同しホと穂と同言にて秀も又同し皇御孫命能宇豆乃幣
帛乎稱辞竟奉久諸聞食登宣此所の第一詞の聞食登宣と
る語れ結び也

辞別此一段の忌部の宣る事也忌部能齋部氏の太玉命の齋
にて太玉命の磐戸の前にて大幣を執れる故も子孫大幣と
奉り諸社へ頒つ事あると仕奉る也弱肩爾肩をつぐひ目にて
折屈ひ所ある故も弱と云也今世腰と弱腰と云も同也太
多須支取掛氏忌部の神事の時手行ゆる故に襷と掛る御膳
も仕る人れ襷領巾と掛るる如し弱と云故も對して太と云
也持由麻波利持のそれ幣帛と取まらぬ也由と伊牟の約
也古の忌む事を由と云麻波利と美と延ぶる詞也又侍在の
字の意も有て齋清めざる形状と云也仕奉幣帛乎忌部の
齋侍在て其事も勞き勤しむ事と云てすべて上さる人も事
るよの萬事に云事也神主祝部等受賜氏事不過捧持奉登宣

朝廷より出し玉給幣帛と受取を云且第一詞れ集侍れ章の
終也祝詞の終て今幣帛を頒ち行とる所あるよより受賜と
と云あり

春日祭祭神の經津主命武甕槌命天兒屋命萬幡姬命合せて
四座大和國添上郡春日地にて二月十一月上申日祭也
春日は鹿れ多く住る山也し故にそを愛しみ玉ふ神と崇む
る所にいふさとしとて此所に祝へるよて鹿住所に意にや
天皇我大命爾坐世坐の借字にて隨令の意あらむ本語の麻
にて即ち隨の意也夫よりマ○イ○どもマ○ニ○と○ともマ○カ○と
も云ふあるべし是と天皇の方より詔玉ふ詞にてそれ大命
の隨に爲しめ玉ふ由也然れの大命も任せと云も同意也且
此も即ち宣命もて御使も仰せ玉ふ事にて廣前爾申久と其
社も至て演る詞ある也恐支俗も恐多しと云義也掛卷も
より續く恐支との異もて其神の御稜威畏死由也鹿島爾座
健御寶豆智命常陸國鹿島郡鹿島神社に坐そ神也健の寶辭

御寶の殿と申し豆の助字智の尊稱也香取坐伊波比主命下
 總國香取郡香取神社にて經津主神を齋之大人と申すより
 イハヒムン共云也枚岡坐天之子八根命河内國河内郡平岡
 神社四坐と有る内藤原氏祖神天兒屋根命と云也比賣神種
 々比説ゆれと先つ萬幡姬命とすべし四柱能皇神等能廣前
 仁白スヒロの大と云ふ同し大神等能乞賜能比任爾春日登三
 笠山登下津石根爾奈良の御門は御時りし遠しとて此大
 和國は三笠山と祭り春日明神と名々奉り藤原氏神とい成
 り玉へり三笠山と云名の鹿島の御笠山は名を愛ふも移せ
 る稱也下津石根の底津磐根とも云て上代ハ地と堀て柱と
 立る故と如此の云也宮柱廣知立廣ハ太とは事よりて意
 通へと柱と廣しと云言ふし紀と柱は太くとゆりそへて古
 くは太知とも太知立とも太敷とも太敷立とも云るを今ハ
 京と成ては廣と換ふり高天原爾千木高知天乃御蔭日乃
 御蔭止定奉氏天ハ高天物故高天と言原は國原野原と云

同じく廣く平あるを言扱御殿ハ天を覆ひ日を覆ふ者ゆゑ
 如此言ふせる也貢流神寶者此ハ調度の物を言御横刀御弓
 刀は佩くもの弓は執る物あれハ其用を体た名としてハカ
 シトツシと言也御鉾御馬爾備奉理御鞍備且とは無れども
 鞍も含有る事言も更也御服波明多閉照和多閉荒多閉
 爾仕奉氏明照とハ光澤なる絹あるへし和とは練絹の如ハ
 柔ある物と云荒多閉は生絹若くは布にてもゆらむ四
 方國能獻禮御調能荷前取並ツキハツクと体言に爲ふる
 にて御供給也公に用ひ玉ふ諸物を下より供給奉る意ハ名
 にて則積くるの意有荷前ハ稻の事也則初穂者類爾汁爾と
 有る類の事ある即和稻荒稻にて此に言荷前也青海原乃
 物者波多能廣物波多能致物與蕪菜邊蕪菜山野物者甘菜辛
 菜爾至此ハ言迄もゆらす御酒者壺上高知壺腹滿並氏壺
 ハ酒と釀を瓶也瓶共に奉る故如此の云也上ハ正字也高ハ
 丈の高き也知は數繁同言にて千木高知と同例也腹滿並は

璽に滿場へ且數の多きと言也（雑物乎如横山積置氏神主爾）
 某官位姓名乎定也（此御祭に京より向ふ人を悉く言れど中）
 一人別に神主と言者有（獻流字豆乃大幣帛乎安幣帛乃事）
 故るきと言足幣帛登（關落る事あきと言）
 皇大御神等氏（皇祖の神等又天皇と申奉る例あるを今の京）
 と成て例と違へらるゝ由あるにや（稱辭竟奉久白如此仕奉）
 爾依氏今去前母今（今の當今去前の將來を言也）
 乎平久安久足御世乃（皇威の遍く天下に光宅を義）
 嚴重などの字義にて勳き無き義也（齋奉利幣幣爾とあし）
 なる岩堅磐爾（うらた岩）
 預り申そよりして諸の司々皆然り故に百官に係れり又關（預とは太政を）
 白と言共有り（處々家々）
 々也ども又京中のみの事也共言王等古は親王諸王共に合（王郷百官の家）
 せて如此は稱へつるなり（郷等）
 我朝廷爾伊加志夜久波敷能如久（諸官人とすべ首）
 伊加志は嚴重茂などの字（平久天皇）

義にて盛り茂り足ひさると云夜久波敷の彌木菜と略き轉
 して云言也又五十榎八桑枝也と云説も有（仕奉利佐加敷志）
 米賜登稱辭竟奉良（久）
 此祝詞と用ひて其所につたさる事のみ替るのみ大原野は
 山城國て訓郡に有り
 廣瀬大忌祭大和國廣瀬郡廣瀬坐若宇迦乃賣命神社と有り
 大忌は物忌也
 廣瀬能川合爾（初瀬川と佐保川の流れ合る處なれり川合と）
 云るにて今も川合村と云り（稱辭竟奉流皇神能御名乎白久）
 御膳持須（持とモタスと云は古の延言の例なれ共モクスル）
 と活りぬ詞なれり此の字のひらゝ有むさて一に御食
 物を有らせ玉ひて恩頼を蒙らせ玉ふ由一に御膳神とま
 しゝて天照大御神に奉らせ玉ぬその御靈を世に普く幸
 ひ玉ふ由也（若宇加能賣能命登御名者白氏）
 事にて若の贊辭氣と加と同しウケのウを略て氣と云カと

轉せる也神の御所業を御名に悉に盡せるを彰はし申す
 上無き稱辭となる也此皇神前爾辭竟奉ス此廣瀬の皇神は
 御前となり皇御孫命能宇豆能幣帛乎令捧持氏王臣等乎爲
 使氏四時祭式に大忌祭風神祭差王臣五位以上各一人神祇
 官六位以下各一人充使と見ゆ稱辭竟奉ス風神祭に稱辭竟
 奉爾とあるやまさるへしされ久の爾の誤ならむ神主祝
 部等諸開食登宣使の中臣神前にて唱れども神主等に宣聞
 しめ其等に神に申させらるる由也故神主等稱唯と借稱唯
 畢て次文を唱る也奉流宇豆乃幣帛者御服明妙照妙和妙荒
 妙五色物四時祭式に絶一丈八尺絲二約綿五兩五色薄絶各
 一丈五尺倭文三尺云とあるよの明妙云と云より下へ
 ろ々て見るに五色の物の右の五色の絶也或説に神寶の五
 色と云の當らそ楯戈御馬楯鉄鞍の三色有り鉄の料也
 御酒者既能閉高知既能腹滿雙氏和稻荒稻爾和稻の米也荒
 稻の類也類の粉とざるのしく米にするより爾古と云山爾

住物者毛能和支物毛能荒支物
 和支物の鳥を云荒支物の獸
 と云也大野能原爾生物者甘菜辛菜青海原爾住物者能廣
 支物能狹支物與津藻菜邊津藻菜爾至置足氏奉久皇神
 前爾白賜御宣御使の王臣より預り奉り來つる幣帛を皇ら
 るる狀と神主より皇神に申せと也如此奉宇豆能幣帛乎安
 幣帛能足幣帛止皇神御心平久安久聞食氏風神祭詞にも皇
 御孫命能長御膳能違御膳止今れ本遠御膳れと有ると正し
 く誤るれ之止と改めつ赤丹能穗爾聞食辛次の御刀代への
 續死さま足之ぬ事あるよ似たれとも拾遺と神物官物未分
 別と有る上古の遺制より見れと神を奉られて其残りと天
 皇の聞食を養ふれとさて有るむ皇神能御刀代乎始御刀
 と御所よて封田と定めらるる由ならむ代之田地の事也親
 王等王臣等各封戸の田地と云大寶令の頃より親王二世以
 下をおわさみと分てる也天下公民能大御寶と云驗也又公
 民とと奴婢と對へて良民を云稱よて古書よ多く見ゆ又天

下公民多と云と只は民と云義也扱民とと天皇の御上より
 云時と貴賤上下おしるへて稱ふ事也取作奥津御歳者手
 爾水沫書垂向股爾泥盡寄取將作奥津御歳乎八束穂爾皇
 神能成幸賜者初穂者汗爾穎千稻八千稻爾引居氏新年祭
 悉く擧たれと此所は省く但取作奥津御歳者の七字甚拙
 し除去てよせむと云説有り引居と持運ふを云前は先づ其
 社の庭上は持運ひ居ると云如横山打積置氏千稻八千稻は
 引居たる稻と汁とし穎として神の御前は積み置く事の多
 ろると云秋祭爾奉皇神前爾白賜登宜今と四月の祭と云
 又て七月は是等の詞を換たるらむ
 倭國能六御縣乃山口爾坐皇神等前六の御縣の事ハ新年
 祭の條は委し愛の田地は依りたる祭也皇御孫命能宇豆乃
 幣帛乎明妙照妙和妙荒妙五色物精戈至奉春日祭の條は
 委し如此奉者皇神等乃敷坐須山山乃自口狭久那多利爾狭
 の異はて異下垂也借其水の落る所を久長とも多爾とも云

久長ハ久那多爾ハ多利ハ久那多利より出たる名也下賜
 水乎山口神の作久那多利より降り賜ふ也甘水登受而下
 る荒水の對はて甘美の謂は非と天下乃公民乃取作禮興津
 御歳乎惡風荒水爾不相賜暴風霖雨洪水の事と云也汝命乃
 後世は卑めたる稱ふれと上代は尊む人とも云故命と
 も云也成幸賜者初穂者汗爾穎千稻八千稻爾引居氏
 如横山打積置氏奉王等臣等百官人等倭國乃六御縣乃刀
 爾男女爾至刀稱は舍人と書く公の守りとする人をそへて
 云也後には里長坊長とまで刀稱と云り受は則御縣の
 坊令里長までを云ひ男女は百姓をそへ云らむ其意は處
 主はて戸母を男女と依て稱の易る也今年某月某日諸參出
 來氏皇神前爾宇事物頭根築拔氏朝日乃豊逆登爾稱辭免奉
 乎久神主祝部等諸聞食止宜
 龍田風神祭大和國平群郡龍田坐天御柱國御柱神社二坐龍
 田比古龍田比賣神社二坐と有り今も立野村と云り

龍田 立野村の邊の總名也 稱辭竟奉皇神乃前爾白久志貴

島 崇神天皇の大和國磯城瑞籬宮云 大八島國知志皇御

孫命乃 日本を總て大八島と云事古典見之たり 遠御膳乃

長御膳 止赤丹乃 穗爾聞食須五穀物乎始氏 稻粟麥稗豆をや

五穀とや云へらむ 天下乃公民乃作物乎草乃片葉爾至

大拔には自然の野草を云爰は陸由み作れる菜蔬等を云

るよて少しく別有れ共垣葉と書は訓を知らせ爰は片葉と

有るは義を以て也 不成 風神の御崇よて成し玉はさるよ

あらぬとも其祭と物し玉のさりける故は御守薄きより自

然成らさりし也然れども不成と云て當れる詞也 一年二年

爾不在歲異尼久傷故爾 幾年も重る事よて度志けく重る

を言古言也 百能物知人等乃 太光の卜事をもて神の御心を

伺知る人を云百とは數の多きを云し也 卜事爾是則太光の

卜事也 出奉神乃御心者 出ひを上より引續けて見るへら

老神の上は冠らせて心得へし御心とは御所爲と云ふ異あ

らす 此神止白止負賜支 太光の占形も出る所を明し白せと

也負賜支は天皇の詔勅もて仰玉へる也 此乎物知人等乃ト

事乎以氏ト 出留神乃御心毋無止白止聞看 上を承て云

る也ト母は雖ト相よて物知人等の其思慮る所を以徴を神

も取て其事を決定と雖と云義也 皇御孫命詔久神等 天

社國社止忘事無久遺事無久稱辭竟奉止思志 行波須 天神地

祇を漏さぬ事を云ふは其祭祀の闕典無さを云也古言もミ

ソナハスと云もオモホソオコナハスト云と其意近し 誰神

天社國社と稱辭竟奉らせ玉以遺漏る事は非しと思はし

行はそ物を誰神と句を斷たるも大も答めたる由を曾の

詞よて聞せたり 天下乃公民乃作物乎 五穀より草の片葉

も至るまでを漏さる故も作物と云り單も作物と云と

は別也 不成傷神等波我御心悟奉 宇氣比賜支 誓をも祈

をも云ふは祈を云即徴を我も取り信を神も試るを云然

れは宇氣比は受合あるへし 是以皇御孫命大御夢爾悟奉久

天下乃公民乃作作物乎惡風荒水爾相不成傷波 大忌詞
 は不相賜と有りとは斬りて未然を防く詞ある故也此は
 當昔凶年の打續きたる所以を神の示し玉ふ御言ある故
 相都と云り我御名者天乃御柱乃命國乃御柱乃命止風は天
 地間を通以持つ故の御名あると史傳も詳也御名者悟奉
 氏吾前爾奉年幣帛者御服者明妙照妙和妙荒妙五色乃物精
 戈御馬爾御鞍具氏品品乃幣帛備氏吾宮者朝日乃日向處立
 野は竜田山の東の麓るれば日向處と云古けしきのよきを
 はむるよ日影をもて云り夕日乃日隱處乃日の西山も隱
 れるはけしきも取べらねと文の爲も云也龍田能立野乃
 小野爾吾宮波定奉氏朝日の日向所夕日の日隱所の吉所を
 吾宮所として宮柱と定奉りて云義也吾前乎稱辭竟奉者天
 下乃公民乃作作物者五穀乎始氏草乃片葉爾至成幸爾奉
 止半悟奉支是以皇神乃辭教悟奉處仁辭は事也宮柱を定め幣
 帛を奉る等の概畧を云此所は則立田の立野の小野にとあ

る所也宮柱定奉氏令鎮坐と云も同し此乃皇神能前爾稱
 辭竟奉爾幣帛を賣しと王臣等の参向ふ事を云皇御孫命乃
 宇豆乃幣帛乎令捧持氏王臣等乎爲使氏稱辭竟奉久皇神乃
 前爾白賜事乎神主祝部等諸聞食止宣此は皇御孫命より神
 ん申させ玉ふ詞もて祝詞也皇神乃前爾白賜事乎より以下
 は祝詞を兼し宣命也
 奉宇豆乃幣帛者比古神爾御服明妙照妙和妙荒妙五色物精
 戈御馬爾御鞍具氏品品能幣帛獻廣瀬祭見合すへし比賣神
 爾御服備金能麻笥等をうみて入る器也金能掃大神宮式に
 金銅多々利二基令義解ふ線柱と書名抄に洛染利々何れ
 も字は異あれと同物也金能持大神宮式に金銅加世比二枚
 萬葉にをどめらる積麻繫と云鹿背之山古語拾遺に以麻柄
 作持とある何れも同物にて簀の糸を引のくる物也明妙照
 妙和妙荒妙五色能物上に姫神に御服備ある目を此所に
 記せる也御馬爾御鞍具氏雜幣帛奉氏御酒者疑能閉高知疑

腹滿雙氏和稻荒稻爾和稻は米也荒稻は穂あゝらゝる類を
 云山爾住物者毛乃和物毛乃荒物大野原生物者甘菜辛菜青
 海原爾住物者能廣物能狹物與都藻菜邊都藻菜爾至
 爾如横山打積置氏奉此字豆乃幣帛乎安幣帛能足幣帛止皇
 神能御心爾平久聞食氏天下能公民能作作物乎惡風荒水爾
 不相賜皇神乃成幸賜賜者玉とゞとは將來と云語也初穂者
 疑能閉高知腹滿雙氏新嘗祭と奠らせ玉ふ所は供御と云
 汁爾類爾汁とい酒は事類之稻は穂は事也八百稻千稻爾引
 居置氏秋祭爾奉止新嘗祭と云るまで只に秋祭と云に非と
 初穂者と上より繋りゝるまで知るへし王郷等百官能人等
 四時祭式と差王臣五位以上各一人神祇官六位以上各一人
 充使と有る是也郷字と拘泥して三位以上あらんと誤るへ
 うらと卿字の臣字と同意と書し物あらん倭國六縣能刀爾
 男女爾至氏今年四月七月者云今年七月諸參集氏皇神能
 前爾字事物頸根築拔氏今日能朝日能豐逆登爾稱辭竟奉派

皇御孫命乃字豆乃幣帛乎神主祝詞等被賜氏字豆は幣帛と
 受賜ると云也御使の人等及國司以下は人々先と廣瀬神と
 祭て後に龍田に參向せらるゝにて有へた也然れ共六縣は
 刀禰男女と像て二社と分れ居て其事と預て仕奉るゝるへ
 し墮事無奉宣命乎諸聞食止宣ふと宣命の結句也祝詞の
 受ふる奉禮まで也

平野祭山城國高野郡平野座神社四座此内一の今木二の久

度三の古開四の比賣神とあはそる事即ち祝詞と見ゆ

天皇我大命爾坐世今本と世字を落す本朝月令に従て補ふ

今木今木之神名也田村よりと云はでは聞え老然るゝ如

此あるの石上大神を古く今木神とも申せしよと非るゝ其

大神と祀ひ奉る物部氏は支族と今木連と云があるも其大

神に仕奉る由緒に依て稱る姓あるゝと上に云る如くあれ

田村宮として其大神を勧請する時と今木より云々とは申玉

ひつらむと今に京を遷せる時にも其儘に用ゐるなりつらむ
 とおやゆ **仕奉來流** 今木比地を鎮坐る御靈を分けてそれ本
 所より齋奉る任に祀奉る意也 **皇大御神能** 此は天照大御神に
 限りて申す事あると文法に類れざる也 **廣前爾白給久皇大**
御神乃乞志給乃任爾此所能 底津石根爾宮柱廣敷立高天乃
原爾千木高知氏天能御蔭日能御蔭登定奉氏 御蔭とは隱坐
 と云例あると爰と御魂鎮の文に略たり古言は略りせ云
 とでと言足とぬ物あると古のさまに違ひゆく後世に如
 斯る類れ事も出来ざる也 **神主爾神祇某官位姓名定氏進流**
 此は此祭に臨て殊に任されざる也 **神財波** 衣笠までに係れ
 り此所にて暫く句と切て心得べし **御弓御太刀御鏡給衣笠**
御馬平引並氏 衣笠の蓋あり其狀儀制令延喜式るどに見ゆ
 和名抄より華蓋岐沼加散と有り借衣は色右の文より依と大
 神宮と同じく紫が天皇の御蓋も紫ある事式に見ゆ **御衣波**
明多閉照多閉和多閉荒多閉爾備奉氏利 今照多閉の三字落さ

り諸本諸説より補ふ **四方國能進御調能荷前乎取並氏**
御酒波 取戸高知腹瀧並 **氏山野能物波** 甘菜辛菜青海原乃
物波 多能廣物波多能狹物與都毛波邊津毛波爾至 **雜物**
乎如横山置高成氏 如横山よりの照應より置足より一際ま
 さりて古言めきて聞ゆる也 **獻流宇豆能大幣帛乎平久所聞**
氏天皇我御世乎堅磐爾常磐齋奉利伊賀志御世爾幸閉奉氏
万世爾御坐令在米給登稱辭竟奉久申又申久參氏仕奉流親
王等王等臣等百官人等 夜守日守爾守給氏天皇我朝廷爾
 我の字と本朝月令より従ふ **伊夜高爾伊夜廣爾** 王臣の官位彌
 益に高く氏族も彌廣くよ也然れ共月令よりは朝廷乎と有れ
 は天皇朝廷を彌高く彌廣く立榮奉らしめ玉へと云事にな
 りて王臣の上の事あると **伊賀志夜具波江乃如久立榮之令**
仕奉給登稱辭竟奉久申
久度古開 大和國平群郡久度神社今も大和川比川邊に久度
 村あり又久度古開とつらて神位も均しきり同し所に齋

ひ玉ふり然れども此祝詞に二所れ宮と有れば本靈所には
 在けん祭神は御電神也和名抄窓窺後穿也和名久度と有り
 されバ久度と凹處の意にて鏡を懸る所と云也さて平野
 祀る所の久度神と所祭忌火庭火の皇神等よて御靈實の釜
 と鏡とよ御座坐りと見ゆ○古開神といと長々れと若くと
 古閉にて古登を祀れる社あらひの登と物と盛る器の名に
 て此れ御食と炊く登を祭れる也と見れと叶はせ字の古閉
 よて布留御魂大神ならん其故は布留閉の可鏡にて用言な
 れ布留とのみ云て事足れるを心得を思はるれと布留と申
 そは十種神寶の本体の名あり布留部と申その鏡魂の神事
 と爲て御魂招爲る事あるれば何の妨げらん此等と合せて古
 開神の布留御魂神と定むべし
天皇我御命爾坐世久度古開
二所能宮爾之供奉來流皇御神能廣前爾白給久皇御神能乞
比給之任爾此所能庭津石根爾宮柱廣敷立高天能原爾千
木高知氏天能御蔭日能御蔭止定奉氏
乞給比之任爾より受

る結ひあるが故に定奉氏と云るにて常に稱辭竟奉と云所
 とは異也さるは神れ處と定先て鎮坐ひと神託にゆりける
 より諸ひ奉りて宮柱太敷立て神れ宮居を造て鎮先奉るを
 もて定奉氏とは云り御諭とあくして宮造仕奉玉ふと稱辭
 竟奉と申と例と見ゆ相殿の比咩神は大宮能賣命とも大戸
 比賣神とも又光仁天皇の皇后天知日之子姫命也と云説も
 あり兎又角何れも未だ決先難くあん
神主爾某官位姓名定
氏進流神財波御弓御太刀御鏡鈴衣笠御馬乎引並氏御服波
明多閉照多閉和多閉荒多閉備奉氏四方國乃進禮御調乃荷
前乎取並氏御酒波既乃閉高知既能腹滿並氏山野物波甘菜
辛菜青海原乃物波既乃廣物既乃狭物與都毛波邊都毛波
至乃雜物乎如横山置高成氏獻流宇豆乃大幣帛乎平久所聞
氏天皇我御世乎堅磐爾常磐爾齋奉利伊賀志御世爾幸閉奉
氏万世爾御令坐米給登稱辭竟奉久申前に委し々れハ略そ
又申久參集氏仕奉親王等王等臣等百官人等毛平夜守日守爾

守給ミヨリタマヒ氏ウヂ天皇ミコ我ガ朝廷ミカド爾ニ彌イハ高カ爾ニ彌イハ廣ヒロ仁ニ伊賀イハ志シ夜ヤ具ツ波ハ江エ能ネ如ニ久ク
立榮タチノカ氏ウヂ令ミコトノ仕奉シタマフ給タマフ登ノボ稱ナヅケ辭コトバ竟ハシ奉タマフ良ヨシ久ク申マツル前マエ又また同ナリし

六月ムナツキ月ツキ次ツギ祭マツルの字ナリを補ホシふ可シし神祇ミコトノ令ミコトノ月次ツギ祭マツル義ミチ解トクに於ニ

神祇官ミコトノ祭マツル與ヨシ祈ノル年トシ祭マツル同ナリ如ニ庶人シヤヒノ宅ヤシ神祭ミコトノ也ナリと有アりまハ祈ノル年トシと均ナリく京畿キョウキ諸國シヨクノクニの神社ミヤノヤシ三百サウバク四シ坐イマス皆ナリ大社オホヤシと案アノ上ノ上ノ官幣ミコトノに預アり玉タマふ也ナリ神名帳ミコトノと各々ナニナニ月次ツギと記シされレり其ソノ他ノ預アり玉タマふ事コトあリし扱ア其ソノ神等ミコトノへ月毎ツキノ奉タマフり玉タマふ幣ヒを六月ムナツキと十二月フタトモの十日トシノ又また國々クニノの神主ミコトノ祝部イハヒと神祇官ミコトノへ集アりて預アり玉タマふ也ナリその正月ムナツキより六月ムナツキまでの幣ヒ之ノ十二月フタトモに預アり玉タマふ也ナリ七月ナナツキより十二月フタトモまでの幣ヒ之ノ六月ムナツキに預アり玉タマふ也ナリ也

集侍ミコトノより末スエに至イるまで都ミヤコて祈ノル年祭トシノ祭マツルに異ヒる事コト無クれば省シてぬ但シし少シく異ヒる文フミのみ左ヒダリに掲カぐ

月次幣帛ツギノヒ十一月フタトモ月ツキ者モノ云イハふ今イマ年トシ明妙照妙アキラカニ和妙荒妙ニギハヤクニ備奉イハヒ氏ウヂ此詞祈コトバノ年祭トシノ祭マツルの見ミ之ノ此コト又また申マツルさしめ玉タマふ月次祭ツギノ祭マツルの月次ツギの幣帛ヒと進マるるコト主ナる故ユ也ナリ詞コトバ又また月次幣帛ツギノヒと表アし玉タマふるを思オモふ

べし荒妙アラカニの下爾シタの字ナリと補ホシふへし

大殿祭オホヤシノ宮内省ミヤノ式シキと神今ミコトノ食新嘗イハヒ二祭ニマツル明日平旦アスノ大殿祭オホヤシノと有アり

祭儀マツル之ノ玉タマと以テて神璽ミコトノと爲ナり且ナ幣物ヒノの首カビとする事コト詞コトバ又また詳シあり

祝詞式イハヒノの首カビに御殿御門等ミヤノ祭齋部イハヒ氏祝詞イハヒと有アり高天原爾タカノ神カミ

留坐ツマシ須ス皇親ミコトノ神魯カミ企キ神魯カミ美ミ之ノ命ミコト以テ氏ウヂ此所コトの天照大御神アマテラスノと高

皇産靈ミコトノ神カミとを申イハせり然シして鏡劔ユヅリ乎ニ捧持イハヒ云々ナニナニと天照大御神アマテラスノへ係ケれり又また大較オホサマシに天照大御神アマテラスノ産靈イハヒ二神ニミコトの三柱ササヅに係ケたる方

宜ヨシしある可シく也ナリ皇御孫ミコトノ之ノ命ミコト乎ニ選々イハヒ藝命イハヒを申イハせり天津高御ツギノ座イマス

座イマス爾ニ天照大御神アマテラスノの天津朝廷ツギノの大御座所オホヤシノを申イハせり天降給アマテラスノふ

時トキ又また其御座ミコトノの上に坐イマス奉タマフらせ玉タマひて天皇ミコトノの御位ミコトノに即ツ々ナニナニ奉タマフり

玉タマへる也ナリ坐イマス氏ウヂ麻世アサノ氏ウヂと訓イハひへし令坐イハヒ豆マメの義ミチ也ナリ神魯カミ岐神魯カミ

美命ミコトノの皇孫命ミコトノを天津高御座ツギノに令坐イハヒ奉タマフり玉タマふ事コトある故ユ也ナリ

下シタある天津高御座ツギノを皇孫命ミコトノの葦原中國アシハラノと持降イハヒり御坐イハヒて云々ナニナニの事コトと物モノし玉タマへと仰イハ玉タマへるなれハ皇孫命ミコトノの御自ミコトノらの其高御座ミコトノに即坐イハヒを云イハ也ナリ故麻志アサノと訓イハ分ワへし天津聖ツギノ乃ニ鏡カミ

てそる事古書皆同し然れば註には女須と有れど文をばッ
セとよむ可き理也又女の字を用ひしと見れり今の京人の
註ならんと思ゆれど猶考ふるにいと古く書傳たりと見ゆ
れば女の字のふと書誤れるにぞある可き言寄奉賜比以天
津御量氏天津神の御議にて拾遺御量の註に大小斤雜器之
名也とある如く度量を計る器を波加里と云其と同言にて
議との相共に其是を云ひ聚めて此を其物と其事とに計と
合せ其理の長ふる方に因准ふの言也万葉に神分々と記る
の其義を思ひての所爲あり大抜詞に則神築々給比神議々
給氏とある是也事問之物言ふ事を古のまど問ふと云り萬
葉にも多く有り磐根木根立知木立との全木のもとより
て杖杭のみ立てあるそら物言ふと云也草の片葉に向へし
にても知るへし岩根は只岩にて根の添て云ふ言也屋根羽
根杵根矛根島根など云類也木根乃立とある乃の衍なるへ
し草能可岐葉毛乎言止氏草は大なる三葉五葉づゝなど並ひ

て生る物なるにそれと關取て只一葉など殘るたる狀を以
て云詞にて意の只いさゝらの草の一葉までと云なる可し
止氏と云るの令止の約りにて他として止しむる意也天降
利賜志比運々壽命より歴世の天皇等の事申せるの直にそ
れより奥山の云々と續る時の當代の天皇の御上との成ら
ざるを中間に今の字を差狹て當今の事となる文法實は
妙也次なる詞を反復して食國天下の天津日嗣所知食云々
止天降利賜志比と錯綜て見れり事の義著明也食國天下登總
て身又しさがへめと事を衰須と云りもとの物を食ふ事也
扱物と見るも聞くも知るも食ふも皆他物と身に受入るゝ
意同しき故に見ども聞ども知ども食ども相通りして云事
多し天津日嗣所知食須皇御孫之命乃御殿乎今上の御事を
指し奉る也次の今の字を此頭に回らして心得可し今毎年
に大般祭供奉の時の今にて其御代を指て云此言をもて天
孫降臨の古を別てる也奥山乃大峽小峽爾峽ハ山と山との

間也良材の嶺にのわうて多くの山のたゞみに有る故也材
 のそへて深山より取る故に奥山といふ也 **立留木**乎山口
 神祭に大木小木とあるの山の口神にのそべて木の事を
 申す故みれとまゝに宮材の事と殊更に取出て云所なる
 故にたゞに立留木とは云 **齋部能齋斧**乎以齋慎て淨ら
 らぬ事を避るるを古書中其具の上に冠せ云事常也和名抄工
 匠具部に斧和名乎能一云與伎伐採 **忌部**その山に向ひて
 祭して伐始むる事此文にて知るへし紀にも後の物にも宮
 材を採り山神木靈と祭る事見へたり **本未**乎山神祭 **萬**
 葉に手向に祭の字を用也 **中間**乎持出来 **中間**を用るはも
 どよりの事也本未を神に祭るは今も爲る事也 **齋鉏**乎以 **氏**
 儀式大嘗宮の柱立る前に大拔有て始作内院雜殿云々 **齋柱**
 立 **氏皇御孫之命**乃 **齋斧齋鉏**るの如く柱も齋清まはして
 仕奉るをもて云也 **天之御鸕日之御鸕止**造奉仕 **是**まては
 舎を建る事を云此には草もて屋を覆ふ事を云 **瑞之御殿**古

郡御木麤香二郷本注古語正殿謂之麤香と有り **汝屋船命**
 是は御殿を屋船命と崇めてそを汝と指る也汝と常はイマ
 ンと云ひ崇めてイマンと云事宣命又見へたりイマンは
 所在なりイマンの御座なり屋船命と申す時は木を山に伐
 り草を野に蒔て造成したる全体の御殿の御靈と坐す神の
 謂なるがそを辞分て云時は木神草神に坐り是故に久々能
 運命豊宇氣毗賣命と申せると屋船と上に冠て申す其木
 草をもて作れる御殿にて稱申す故にて受張る御名に
 非そ屋の舎宅也宮と云も御屋也神祇令義解また靈異記等
 に宅神と見へたり昔は人臣の家にて殿祭に擬へて行へ
 るにふる奥儀抄に保食神者宅神也とあるをも思ふへし船
 は舎宅に拘らそ神号にて布禰の大根と申す稱名にて布と
 保と通ふ例數多あり根は主と云ふ言也 **天津奇護言**乎 **古**
 比許登一 **須志伊波**以 **氏** **比** **許** **登** **一** **須** **志** **伊** **波** **以** **氏**

に天神の言壽宣志とあるの天上にての謠言なるを其に因
 准て宮柱太敷立て屋船神と鎮祭り其祝事とものとする事な
 るか故に天津奇謠言と云也謠言は言壽也但「イハヒコト」
 其幣物を奠りて齋き崇つくを本とそ然れに神を社に祠し
 を「イハフ」と云も此由なるか其を「保具」と云とさると以
 て此差別を定むへしされに奇謠言とは天津宮にて事初め
 給へる奇異なる謠言と云義也言壽鎮白久即其奇謠言と
 種々に云ひ榮すと云ふ次々に有事皆是也此乃敷坐大宮地
 當今の大宮地と云と譬へに運々壽命は萬千種神倭天皇の
 根原などの類なるを云底津磐根乃極美下の堀堅たるに照
 應詞にて地の底の極りまでを云下津網根唯殿の下の地に
 て上の底との異也網根は顯宗天皇紀室賀の御詞其他にも
 見へて上代の殿造りは上下縦横に千尋の網もて結固めし
 也よゝに其柱根を結し網よりて下つ網根と云のみ其
 網も後世の如く「あらす葛もてせし故に顯宗紀に葛根と

書たり古語之類番繩は昔の宮室と作るに材と材とを
 繩にて經へ看て作れるあるへしその繩の床下よあれの下
 津網根との云り即ち下に葛目の緩比とあり然れに此處は
 葛を以て諸の柱を互に繋ぎ合ふと見えたり波府處能禰無
 久地よはふ蛇蛇の類也處の地に這ふ物なる故に然云鳥を
 飛ふ鳥花を咲花雨を降る雨と云も同じ事也上代家の擲球
 にして人民平土に臥し時は昆蟲の害有らむ故にかくの云
 也高天原波青雲乃禰久極美此の地外を圍繞れる氣中を稱
 ふ号にて高天原兩神留座まゝ高天原兩事始天などの例と
 は異也そは青雲乃禰極と續けるを以て知る可き者也天乃
 血垂飛鳥乃禰無久應神天皇の御歌も々知陀流の知陀流
 ど一つにて配に登陀流とありその上代人家の屋根の窻所
 の上の煙と出そ所の名也されに其上を飛渡る諸鳥の毒な
 ど有る處又さらでも毒物など昨來て窻の上へ落そ事など
 の有りて其毒にあはる類を高津島の災と云ふ則是也堀堅

柱ハシ今も田舎にて地を堀て柱と立る如く上代のそべて然
 ありしあらしむ名義の問在あるへし桁梁ハシ和名抄に桁屋桁也
 計太名義の掛板なるへし梁棟梁也宇都波利名義全張なる
 へし戸ド和名抄在城廓日門在屋室日戸名義外にして室
 中に界ふ所を以て云るなるへし扉ヒラ在屋日窓在壇日扉和名
 末止と有れともは屋増とも末止と云也錯比古語云ハヒラヒラ
 無ス行合を省き通ひせて云のみカヒハアヒと同し神遣方
 能レ水と火氣と加波世とあるなども合せの義也引結為目
 能レ緩レ向と隔て、下に無久と有り其心也結固めし繩の緩
 ふ事無くとも云也取葺草カ配ニ以テ鴉羽ヲ為シ葺草ト有テ訓
 葺草云加夜と注せるの本義にて何もされ屋葺ひ料の草を
 云也云々茅と云ふ一種あるも屋葺くに主と用る故の名也
 噪ノ古語云無ス今も乱れそへけと云り此は鳥などの啄み
 散ルを云詞なるが屋上の草の乱れなくとの義也御床都比
 能レ夜女能云々とある之夜御殿の事を云事著ければ此御床

の誦しく晝の御座を云也都の例の之に通ふ都比の邊よて
 御床之邊と云義也佐夜伎此所ノ事無ト云可キと下ニ云故
 に略けり記に聞喧擾之響此左ノとある如くさやめハ鳴
 るを何物にも云り則喧しく騒しき事也夜女能夜目ニて夜
 眠れるやとを云朝に目の覺たるを朝目と云に對へる言
 也伊須須伊之發語にて須須岐はすゝる事にて夜ねハ
 れる程ものにをとこれあとして驚く類を云伊豆都志伊
 無ス萬葉に都々美あくと云とあやまち滞あれと云意
 るれば右の伊須々支に續ク云べき言也平安奉護神
 の護を給ふ事にて神より天皇に奉り給ふ也神御名乎白ス
 屋船久久運命是木久々ハ葦ナり和名抄に葦和名久木とあ
 りそを久々と云るハ萬葉に久君美良まと九九多知とあ
 り智は男を尊ヒ詞也さて木神草神ともは豊受姫命の幸御
 魂に坐セ也屋船豊宇氣姫命登木神ニ對シて草神を擧ヘき
 に本つ御靈と表章せるハ辟木束稻の事をも兼スるハ爲ス

事コト波ハ乎カ

上の天津奇譚言乎以言壽鏡白久とある結び也わら
 る居宅具を奉てそれの言壽をなして屋船命の御璽を
 齋ひ鏡ひるが尙遣る所あらむと其必ちのひして漏落む
 事とい云る也カミ神直日命大直日命伊邪那伎命の生給ふ神に
 て萬のひる事をも宜しく直し給ふ故まかくの云也もし漏
 もし落もしたらむを神直日命大直日命を食して諸の
 禍災事勿らしめ給へども也ナラ聞直志見直志平良氣安久氣所知
 食登白シ聞直の祝詞は係り見直の幣物に係る事云も更也詞
 別白久シ瑞之御殿の總体と以屋船命と稱へ其採用る所の草
 木も就て久々能運命豐宇氣姬命と御名を表章し其事の整
 ひ備る上も於て大宮賣命と稱申す御事あるの其當然と云
 時は引續きて上文に附くべきをそれと物々に依て各々
 別々に言壽ぎ齋ひ鏡る事のある故云べき所なく且彼
 と御璽を齋鏡る事と主と多し此の其神の守り給ふゆりさ
 まと云列ね其御防護と祈り奉るを主とせれり自然其事の

別あるが如くあるも付て一聯の文にのみあすまゝが故に
 殊更も申せる有るれば別神有て申す由も非るが故も詞別白
 久と云也さて屋船神と大宮賣神と同神と云るの頗る附會
 に似たり尙後日の考を俟つオホミヤウリノミコト大宮賣命登御名乎中事波コト此神
 の天照大御神の御前に侍給ふ神もて内侍の君臣の間を和
 そるの如しと云に合へりミコト皇御孫命乃同大能殿爾殿を意富
 登能と訓む証は拾遺に大殿祭の大的字と省きて殿祭と作
 き紀よも例あり彼此合せて知るべき也在所と云ふ時はそ
 べての御持内を云ひ止乃の處主の意もて止乃と云へば天
 皇の身屋も扇れる名ありササ塞坐ササ物に蓋をして刺塞きたる
 如く神の御殿内も充塞り在るを云ササ參入罷出人能ササ參と貴所
 へ向行を云て罷と貴所より退去を云ふ此は日々も王臣の
 朝參する事を云りササ選此所知志神等能ササ出入の人の品を鑿定
 たまひ然るまゝ人の出入を止めさせ給へと也ササ伊須呂許
 比阿禮比坐乎ササ伊の發語須呂の須々呂の略許比の伎の延言

にて須々呂伎也よの右よも云る如く心も心あらずあるを
 す々ろくと云に同一くてかの八十禍津日命等のさまを云
 也言直志和志古稱云坐皇御孫命朝の御膳夕乃御供奉
 流比禮懸伴緒領巾の女の懸る物あり櫛かくる男と對へ云
 への大御食よ仕る采女と専ら指そ也比禮と云物の何にま
 れ打振る物を云然れ魚の鱗も水中を行とて振る物月の
 領巾も本の振る料あり伴との官職にまれ何にまれ一部と
 もあるを云某伴某伴と云是也登母賀良と云も此意又何
 とるく交り親む人を友と云も同意也緒の長の本語にて部
 屬の長と云詞也櫛懸伴緒手御食を造る男たち也業せる人
 の櫛かくる事にて即膳夫とを云也手願足願古語云不令
 爲氏萬葉に散のまのひにと有て散まよふ事と云るまがひ
 に乱の字よく當れりゆくりなく過つにて御膳物と手足の
 あやまちつまぢさより取ぢぢす等の事を云親王諸王諸臣
 上代に臣連國造伴造百八十部など云り此の如く連ね云

るの推古の巻に始て見ゆ百官人等乎命よの初位以上六位
 以下官位ある人よ云れと是に無位まで總て仕奉る人を
 云已乘乖不令在萬葉にもありて已の向々に氣隨なるを云
 也邪意穢心無邪も穢も似たる事なれど如此重ね云ひて
 文を飾る例古言に多し宮進大宮仕に怠退事無きを云
 宮勤爾勤緩み怠る事なきを云宮進大宮仕に怠退事無きを云
 氏平氣安氣令仕奉坐爾依氏已が乖々の事の谷なり手
 願足願の如きの過也大宮賣命登御名乎稱辭竟奉白上に
 舉る如き御守のしも悉く君臣の間に係れる國家の大事な
 るを此神の大宮の内に塞り坐て預り所知食す御盤に作れ
 る故に大宮賣命と稱へ奉れる也拾遺よよれの唯よ君臣の
 間の事の知くなれとも此詞よ神等乃伊須呂許比阿禮比坐
 を言直し和し坐とあれの神と君との御中をも和し玉ふ也
 けり

御門祭四時祭式に四面御門祭准十二月と見ゆ夏の六月か式

に漏たり此詞と別條より出されたりと雖その式に大殿祭
 に隸て共に行はるゝ事にて異に其詞別の如くなるなり
 櫛磐屬豐磐屬命登御名乎申事波 奇磐真門ちふ言にて借字
 也まの大殿祭の詞別に大宮賣命止御名乎申事波皇御孫命
 乃同殿能内爾塞坐とあると對せる文也然れば上に詞別白
 久の此詞にも係れると決さるもの也御名乎申事と云るの
 もどよりの御名に非そ其守衛玉ふ事に就て稱たる所なる
 が故に上句の上より云々神を云々と御名を申す事はどあ
 る意也そは此神の本名天石戸別神なるを御門を守り玉ふ
 由を以て然稱へざる事の本を表す故に如此は云也 四方内
 外御門爾 内重中重外重を兼て云也 如湯津磐村久塞坐氏村
 は群の意にて多くの群磐ちふ事也 四方四角利疎備荒備來
 武皇祖神の御言向に従はせしめて御孫命を疎む也 天麻能我
 都比登云神乃 記に云々所成坐神名八十禍津日神次大禍津
 日神云々とある神を云 言武惡爲爾 我許登 爲武と云へさ

に似たれ共行の事にて事の用い言なれば必かく云可し麻
 賀とい諸の凶事惡事と云へば惡事と書るを當れる字也惡
 字當らま在の字あらんと云説もわれ共中々に狭き言也 相
 麻自許利麻自と疊物厭あとのまの類るがら愛ふ云は今
 人の目まをくり口まをくりと云是也紀に當違害とありま
 まなはるゝ也今も交雜などの類も其本は同言ある可し 相
 口會賜事無久 相口會はるの惡言と隣なふを云會は阿閉と
 訓可し阿閉の阿波世の約りたるにて令會の意あれば也麻
 自許利の惡行を煮るゝを云ひ相口會は惡意に與るを云
 也 自上往波上護利自下往波下護利 正さる邪れるも神の甚
 奇く靈きものよて虚空の更也地下と雖潜り通りて遠る者
 あれに如此御衛護あるととなり 待防掃却却は退返也此と
 禍津日神の來ると掃ひ遣るよて則ハラヒ也ハキと訓と惡
 し言排坐氏 其惡言をもて人に交ふむとするよ此御門神の
 言退て交こらしめざるを云事にてその惡言を遠く退放て

相口會はしめ玉はざる也故イヒツケと訓可し朝波開門夕

波閉門波參入罷出人名乎問所知志上の詞別は選所知志

どありてかれは官仕の人の善惡邪正と之とび然る可なりぬ人ト大殿内に令侍玉はざるト云と同くありも然りて御門内に入らざるまき悪人を塞きて入らし先玉はざるト云也

各過在波神直備大直備兩見直聞直坐大殿祭の下見る可

し平久氣安久氣令奉仕賜故爾豐命櫛命櫛命登御名手

稱辭久竟奉久白久二神の櫛と豊とを此にて反して稱えたり

さて此は上の詞別の結文も少も違ふ所ありし此文の然對へるを以ても大殿祭詞は本文にて上の大宮女命と此詞の二つと共に屬たる詞分なるよと念著きものなりあり

六月晦大祝六月二十一日記伊邪那伎命の大御身著まし物とぬき捨玉ふを云ふ穢を拂ひやふ由也次大御身を穢き玉ふ是を身身と云身の穢とわらひそく由也此二つぞ祝みそぎの本なる又須佐之男命も贈物をせり出させ奉りて

祝ふ物として逐ひ王へり上の御自ら物を捨玉以他より賣て物を出さざるも事の意ひとしなれと此二神の御ミを合せて祝みそぎの法として人の代も行へりその伊邪那伎命は祝身身を成まして逐ふ貴き大御神たちを生玉以須佐之男命は贈物を出し御身を逐はれまして後ぞ清き御心と成玉以つ此御業の大なる功有る事を知る可し〇よを式に大祝と有るを拾遺よ中臣之詞と云ひ朝野群職の中臣祭文と有り何れも理有れと祝詞の中臣氏の宣る詞なれ也然るよ今の世人中臣祝との云ふの辭言なり中臣の祝詞を宣りて部の祝の業とざるよて事を執る事別也仍て中臣の祝詞といはての祝も中臣の業の如く聞えて理なき也〇史傳に天種子命の綴り成せる詞也〇譚議よ高千穂の宮にて大嘗聞食し時の御に始り神武天皇禮原官に初國知食し時其御代の事をも加へて白し其後の御代と成ても少一き言加へたるものなる可しよ一人の

祓に非を廣く諸人の祓なる故に大と云也朝廷にて此大
 祓の業と六月十二月の晦にしもせらるゝ由り一年に一度
 にては罪穢と消むる事の少々れ二度物せらるゝるふに
 二つに分きて六月まで積る罪咎を六月の晦に十二月ま
 での罪咎を十二月晦に祓ひ清めらるゝ事也○執中抄に祓
 所に集へる人々も宣説て聞しむる義也されは下も命せる
 敷令として神も申す祝辭もと非を史傳も如此云れたれ
 也神も申すも非事も非ぬ由禮義も辨せり
 集侍親王諸王
 諸臣百官人等諸聞食止宣新年祭詞の下に委しまれと略す
 天皇朝延兩仕奉比禮桂伴男領巾の女の掛る物也古の女
 のもべて掛たるもの也手懸掛伴男と對へたる詞るれば愛
 は大御食に仕奉る采女を専ら指る也手懸掛伴男懸を掛て
 仕奉るは忌部もあれ也愛の大御食造り仕奉る膳部と指る
 也大殿祭詞も皇御孫命朝乃御膳夕乃御膳供奉比禮懸伴
 緒懸懸伴緒乎云々と有り愛も此に同じ
 御食伴男御懸伴男

後世の六衛府の類の武官と云さてまゝに四の伴長を擧た
 るは多への中より少か摘出たる古文の例にて諸の伴長を
 名めたり次の文にて知る可し
 伴男乃八十伴男手始氏官官
 兩仕奉人等乃八十伴と云はるべ云にて伴男の部の
 長を云稱るる故に其部々の長々を始として其下々までと
 云也此詞にても長ある事を知る可し官省寮司の下に有る
 諸部の者共迄を云仕奉る人との其長々の下に屬て仕奉る
 官人共也過犯^テ難罪^テ手^テ殊更に心もてなそに之わふで覺
 えを犯すを過と云凡て罪と知りなぐ殊更に心もて犯そ
 事いぢらまのせては有るまじき事あればなだらかに只過
 と云るは面白き事也犯とは慎みてそまじき事を慎まき等
 閑に大ろるにそるを云ておわかす也と後釋には云れと字
 鏡に惜惜也乎加志云々と有れいとのそならんされいおわ
 らすの意とも決り難し
 今年六月曙之大祓兩祓給比消給事
 乎つあもり月隱にて月立に對ふ言也雅言にいつあもり

の日と訓べしと考に云れを只此所のつまもりと訓て聞
 えたりと後釋に云り祝のはらへと訓べし朝廷より百官人
 に令祝玉ふ所なれぬ也のらひの自らするに云ひのらへ
 令祝にて人にせしむると云されば此所のらへと訓べし
 諸
 開食止宜 諸の上と擧云る比禮掛伴男云々官々に仕奉る
 人等とすべて指す也是迄の二段の祝の詞には非す百官の
 大祝の特別に加へて先初に宜る詞にて宣命也次ある高天
 原爾以下の祝詞也此宣命と祝詞とを合せて百官に宣聞す
 事は神祇令に中臣宣祝詞と有る義解に以告神祝詞宣聞す
 官と有るの如し 高天原爾神留坐皇親神漏岐神漏美乃命以
 氏 祈年祭詞の初に悉く有り 八百萬神等乎神集集賜比 數多
 き至極を八百萬と云都度比と都度閉の自佗の差にて都度
 比の自ら集ふ也都度閉の令集の約りにて他を集はしむる
 也此所の詔命以てつとひしむるあれの都度閉也 神議議賜
 氏 云までも非す 我皇御孫之命波 此我の皇神たちの我也我

大君なごの我どの同々のらせなん 豊原乃水穂之國乎安
 國止平久知所食止 大殿祭詞に註せり 事依志奉伎事を寄す
 也言にの非也 如此依志奉志國中願 此處の俗に國中の意也
 荒振神等 荒び伊知速びて悪き神たちを云振の其ありさ
 まを云詞也 神問志賜神掃掃賜 神問志の天穴持神に
 係り神掃比の荒振神に係れり 語問志磐根樹立草之垣葉毛乎
 語止也 大殿祭詞に悉く註せり 天之磐座放此のなれぬ
 なちの阿説あれをのなれの方なるべくや 天之八重雲乎伊
 頭之千別爾千別也 伊頭の稜威也漢晉に神靈之威曰稜と有
 り此所の皇御孫命の天降り玉ふに供奉の神等多く御勢の
 嚴めしき状を云る也千別の道を排きて行事にて道別也天
 降依志奉伎如此久依志奉志四方之國中登 是より神武天皇
 まのかの御代を云し也此所の天下四方の國の中央を云
 也 大倭日高見之國乎安國止定奉氏 大倭の今の大和國にて
 古の天皇の御代々々此國に宮居し玉ひし故也日高見の

山遠くして平かに廣死地を云て日の高く見ゆるより如此
 云也 **天津** 磐根 厨宮柱太敷立高天原 厨千木高知 氏春日祭の
 條に委し皇御孫之命乃美頭乃御舍仕奉氏天之御蔭日之御
 蔭止 隱坐 氏安國止 平氣所知食武 春日祭の條見るべし 國中
 爾成出武 天之益人等 我 紀に再命人神一日絞殺千頭諸命吾
 一日立千五百産屋と宣へり故に死るより生るゝが多き故
 に益人と云天との本天神の生成玉ふ人民なれば天之とや
 め云又上代天死なく只管に人神の益蕃衍もるに益人と
 云也と云説も有り **過犯** 諸の罪状の中に自らなる穢又
 自らなる災なとも有れば過犯と云べらねと姑く過犯
 せる罪として大らかに云る也 家々の過去の詞にて疑はし
 犯意也 **雜罪** 雜々種々にて即次の天津罪國津罪を
 先一つに合せて云也 **天津罪止** 此七つの罪の須佐之男命の
 犯し玉ひし罪なるをもて今國人の犯せるも其罪の類を
 天津罪と云此の經營の業を害ふを以て罪とし國津罪の身

體の上を過つを以て罪とする所にして此二を並べたる中
 にも天津罪の方の國津罪より一層重きものにして殊に
 神の惡ませ玉ふ所也止の登天の意にてと云てと云むが如
 し **畔放** 田と田との間の界して水を貯ふる料なるを取放て
 水を湛へしめぬ也あせと俗に云のせの詞の添りたるにて
 あと云ど本也 **溝埋** 遠く水を引來て田にのける料の溝を埋
 むるの水を引さくしむる也 **繩放** 繩の氷の掛引の爲に儲く
 るものなるに田方に氷かく可き時に放ち捨て又水を落さ
 む時に塞て溢れしめたるなと云 **頻蒔** 蒔志きと重る意に
 て一度蒔たるうへ重て蒔を云 **申刺** 申を田に多く隠し刺て
 足を害ししめて田に入りかねしめるを云 **生剝逆剝** 生なが
 ら皮を剝ぐ也逆剝も同し事を重ね云る也記逆剝天班駒剝
 而墮入拾遺に逆剝生駒と有り生たる駒と尻れ方より逆さ
 まに頭の方へ剝其任に生せ置苦しむると云也 **尿戸** 記に尿
 麻理散と云戸の借字にて久曾閉と訓へし閉の閉理の理を

省々る言也がくさまの理を省く例多し日並知をひなめし
と云が如し閉理と比理と又通音也 許々太久乃罪乎 多きだ
くおきばくこいだく皆同き萬葉に幾許の字を用も多數
有るものと明に數へせして大抵にて云言也許々太久の罪
とは右に類したる罪を犯したる多きと云 天津罪止
法別 天津の條目の猶外にも多しと云に非を許々太久
の罪出むそれを天津罪と宣別てと云意也爰に武の言の
省々るなれば國津罪の所に 出武 有に准て心得可し法の
借字也夫被の時に民をもの犯しる罪共と求めて多く出
たる中に右の類の罪をも別にしてこれ 天津罪
と云て分ると云 國津罪 下津國人の犯せると別け云れみ
天津罪と分け云に付てそれに對へて其餘の罪をも國津
罪と云也止八の天津罪の方に止とのみ云て爰に かく
云るの先天津罪を宣別けてさて國津と云 某々 云也 生
膚斷死 膚斷 生ける人にもあれ死屍にもあれ其膚に疵

をつくる穢を以て罪とする也人の身を傷ふ悪行の方を以
て罪とするよとあふを斷ち切ると云今世も聊めても疵つ
くる事を手を切る足と切るを云是也必しも切斷つ事を
云よと非 白人胡久美 和名抄白癩人面及身頭皮肉色變白
云々之良波太とある物その外世に白子と云物あるの類を
云也又同書に惡寄肉也惡肉和名阿万之々一云古久美とあ
る是也阿万之々と贅肉也又其次に附贅惡瘻も同一類也か
くて此類之汚き物ある故に穢と以て罪とするにて被物を
出して被へば清まる也 己母犯罪 己子犯罪 記仲哀御卷 上通下
久美癩之類と云 己母犯罪 己子犯罪 記仲哀御卷 上通下
通婦とある是也此故に 己母 云と云之次の母與子犯罪云々の
母子と異なるを顯せるなりさて此五つは犯之固より慎み
て爲まふき業あるを爲る故に犯せると云にて常に婦人又交
事と云と大異也 母與子犯罪 先一人の女を娶て又其女
の前は他人を嫁て産たる女子のあるをも後又犯せ也母と

其女子は對へて云子とは其母に對へて云るにて巳が母
巳が子よの非老上に之巳がとあるも此は巳がと云詞なき
にてもあるべし **子與母犯罪** 上なるは先母を娶へるは犯よ
非老して後其子をも連れて姦くるが犯也よ、先づ子
に娶へるは犯に非老して後に其母をも姦くるが犯なり **畜**
犯罪 記に馬婚牛婚鶏婚犬婚などあるをよ、に之畧きて云
る歟氣母能と飼物の加比と約めて伎なると氣と云る也毛
物の意よと非老六畜と人家に飼ひかく物なれば飼物と
云也 **昆虫** 乃 **災** 波布牟志と訓ひ蟲と道ふ物故に然云鳥を飛
鳥と云に同じ此より三條の災を以て罪とする也さて蟲の
災の事は神代卷に昆蟲の災異を禁厭と云事見え大殿祭の
詞よも波府虫乃災無久と見え十種神寶の中に蛇比禮蜂比
禮なぞのあるもそれを拂ひ料也 **高津神** 乃 **災** 高と云空と
云たゝに高くと云よの非老さて高津神とは雷を云あるべ
し又禍津神の災と云義あるべし又霹靂神也と龜相記に見

神遺方母能々解の條に高神の氣あり **獸氣** と相並べたれ
の狐憑又憑物なぞ云類とも云にや **高津鳥災** 空飛ふ鳥と云
意にてたゞ鳥の事也さて此災の大殿祭の詞に天乃血垂飛
鳥乃災無久と有る即是にて血垂の上代人家の家根の窟處
の上の煙を出る所の名也されはその上と飛渡る諸鳥の毒
などある糞又毒物なぞ昨來て窟の上へ落る事なぞ有て其
毒にあさる類まれ高津鳥の災也又怪鳥の家邊に群り來て
妖とあそ類と云て鷲鷲などの小兒と掬み去るあそとべて
人家に不祥を導く惡鳥等皆此災也龜相記に飛鳥怪也と云
ふ **畜仆志** 畜などの死ると多布流と云斃殞なぞの字を
書り多布志は令斃にて殺すを云世よ人を殺すを人殺しと
云と同じ類も体言に訓べし人家に養へる牛馬などを頓に
斃して其主に仇ある事なぞを云 **蟲物** 爲 **罪** 字鏡に盡万自物
とありまゑある物の意にて人と呪咀ふとて搦ふる業也盡
物と云せして是れみ爲と云言と加へて言るのたゞ盡物の

罪とのみにて人々ままのせられざるも災よて罪なるに紛ふ故に更に畜作志と是と一類にして此二は上なる奸の類とは罪のさま異なる故に中間に災の類の罪を隔て、爰に、擧たるあり龜相記に厭魁の呪阻と註せり、許々太久乃罪出武、是の罪の條目の多きを云ふのあらき大祓の時國民ども犯したるが多く出むと云也出武との記も種々求とある如く大祓を行はれむとして先づ國人の罪を探り求むるまゝに多くの罪の顯れ出来らむと云也俗語吟味して出て來ると云心に同之○罪と云の悪行のみならず汚穢又災異なをも云事にて穢と罪とをるの災も病も清々しき身心にの受を奸も正しき人の爲を所に非を畜作志あるの悪行も身心ともに穢るゝとあらざれば行ひ難き事也されば祓は其罪の原因も付て行ふ事故も其發端なる汚穢を以て主とをる由也、如此出波天津宮事、以氏高天原なる天照大御神の朝廷よして行ひ玉ふ儀式も倣ひて行ひ玉ふを云

天津菅會天津祝詞も天津宮も用ひらるゝも准へ依る由也、大中臣天兒屋命より始めて神事を掌る官と云され神と君との中を取りて宜しく申請ふ由也、大中臣と云は先づ天皇の大御事よかゝるをばそへて大某と云例よて神祇官にて直ふ神と君との御中と奏讀が故に大中臣といふ也此中臣の職、天兒屋命の子孫古くより傳へ來て遂に中臣氏と成ぬされと此詞の大中臣は神事も預る職も就て云れみ、天津金木乎其も天津神事なれば崇みて天津と云り金も借字よて小木の手に取るばありなるを云也さて紀齋明御卷に、以楛楛と有り文選東方朔の文に、以筵筵とありて注よ筵小木枝也と云りさてかゝる木はつゝな木の畧りたる也と云、本末違へり紀の楛を都加奈伎とよめるの握加奈伎と云事にて手も取持て戦ひるとをる今の棒也手に取持つかな木を握かな木の意よてつゝななきと云よて加那伎の細木のそべての名也、本打切未打斷氏、その若木の本末を切捨て

中らのよき程を物の置座よそるをかく云ふ切も断も同事
 を言と替て云の文也 **千座置座** 置座の人々の出したる被
 物と取集めて居置く也千座の置座の上に載置被柱の名
 也罪の多き者などにその敷を多く負そる事なる故に紀
 に科千座置座之解除記に負千位置置戸など記されたる也
 置足 志 贖物といふ多く置く由にて置満ると云 **天津菅會**
 乎菅の笠にそる菅にて是を被に用ゐるは萬葉よも見ゆま
 の割たる菅を手に取持て座などを掃ふが如く古はせしも
 のならん曾は佐乎の約にて緒なるものを何よても云名佐
 は眞又通ひて眞緒の意也さて麻をもそと云て某麻どかく
 は麻は主と緒に用ゐるものにて即をもと云に同宏是にて曾
 の佐乎なる事あるし又舊式の菅也つらむを麻を易用られ
 たらんも知る可ら老龜相記に天上用菅今用麻と有り但し
 此の被物にあら老身の穢と清むる爲に大中臣の造りて持
 てるならむ **本刈断末刈切** 金木と言に對へて云是も又本

末を捨て中のよき所を取て八針に取裂く也 **八針** 取辟也
 八は彌つにて菅と細かに割くと云その針にて割く物なる
 故に入針と云ふ物をいく刀に切ると云に同宏理也 **天津祝**
 詞乃太祝詞事乎宣 **天津**の菅會金木の例と同宏太のめ
 たきを美稱云詞也太占太玉申なと皆同宏多布斗と云言も
 本太に多とそへたるにて同意也万葉にもめでたき事をた
 ふとしとよめる多し又まゝの太祝詞事の即大被に中臣の
 宣る此詞を指る也宣禮と云の仰そる言なれどもまゝは仰
 そるに非と然れども必せかく云べき語の運び也然るに
 此所に古くより種々の説有るも煩く又初學の徒の却て惑
 んしければ都て省ぬ **如此久乃良波** **天津神波** **天磐門** 乎押披
 氏此の只天津神の座を殿の御門也磐と云の天磐座の類に
 て堅固さ由の祝言也 **天之八重雲** 乎此所の天の空と云八重
 の彌重也 **伊頭乃千別** 爾千別氏 **伊頭** はいかめしくろづだる
 きと云前にも云り千別は道別也此も前に有り **所聞食武** 天

1
2
92

明治十七年九月三日出版
 明治十八年一月廿日發兌

東京府士族
 原著 久保季茲

東京府下四谷區須賀町第三十二番地

增補節約 蘆澤縣士族
 兼出版人 桂上校

越後國中蒲原郡田家村
 第百五十八番地

津神の天の磐門を披き立出玉ひて八重雲隔たる遠き道と
 道別に別て大祓を其より高山の末に天降坐て聞食
 むと云意なる可し國津神の高山の末短山の末に上り坐て
 と云て天津神の固より其所に天降坐てある事を云ひて知
 らせたる古文の巧也國津神の高山の末に上り玉ふ天津
 神の天降り坐てあるからに其所に集ひ玉ひてその大祓の
 祝詞を諸共に聞食し入れんとてある可しさて天神地祇の
 先諾ひ玉ひさて被戸神に達し玉ひ被戸神等の其天神地祇
 の聞食そに従ひて罪穢を被へ清め玉ふ事とあむと不ゆ
 津神波高山之末短山之末爾上坐也 高さ所にての物のよく
 聞ゆるが故也又高山とのとにても足れるを短山とも云る
 の古語の文也高山の云も更也短山までと云意也 高山之伊
 穗理短山之伊穗理乎 雲霧を云ふ俗言に煙のいぶるをい
 同じおろるにて明あふぬを云いふのしおろるをいふも伊
 伊夫於煩皆通音也 振別氏所聞食也 國津神の高山の末に上

